

鳥取県告示第 674 号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 8 条の 2 第 1 項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修並びに同法第 8 条の 3 に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 研修及び講習を行う者の名称及び所在地
財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目 8-2
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称
財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター
- 3 第 1 型研修（クリーニング師が出席して受講するものをいう。以下同じ。）及び第 1 型講習（クリーニング業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）が出席して受講するものをいう。以下同じ。）の日時及び場所
 - (1) 第 1 型研修
日時 平成 19 年 9 月 30 日（日）午後 1 時から午後 5 時まで
場所 鳥取市扇町 21 県民ふれあい会館
 - (2) 第 1 型講習
日時 平成 19 年 10 月 14 日（日）午後 1 時から午後 5 時まで
場所 鳥取市扇町 21 県民ふれあい会館
 - (3) 研修又は講習を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したものについては、(1)又は(2)の時間を午後 1 時から午後 4 時 30 分までとする。
- 4 第 2 型講習（通信制で行う講習をいう。以下同じ。）のレポートの提出締切日及び受講対象者
 - (1) レポートの提出締切日 平成 19 年 11 月 30 日（金）
 - (2) 受講対象者 第 1 型講習を都合により受講できなかった業務従事者
- 5 受講申込み期間
 - (1) 第 1 型研修 平成 19 年 9 月 10 日（月）から同月 21 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 第 1 型講習 平成 19 年 9 月 25 日（火）から同年 10 月 5 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
 - (3) 第 2 型講習 平成 19 年 10 月 15 日（月）から同月 31 日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 6 受講料
研修受講料 5,000 円又は講習受講料 4,500 円を受講申込み時に払い込むこと。
- 7 受講申込み先及び問合せ先
財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター
鳥取市大榎町 13-1
電話 0857-29-8590